

楽しくケアセンター指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社キュアサービスが開設する楽しくケアセンター指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)の各事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、事業所を利用する要介護状態または要支援状態にある高齢者または総合事業にあつては事業対象者(以下「利用者等」という。)に対し、適正な訪問介護および総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 訪問介護の提供にあつては、訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 総合事業のサービスの提供にあつては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
 - 3 事業の実施にあつては、県、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 楽しくケアセンター指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 米沢市大町5丁目4-51

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、訪問介護員等に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画および総合事業の計画書の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 3名以上
訪問介護および総合事業の提供にあたる。

- (4) 事務員 1名（兼務）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日とする。
- (2) 営業時間 24時間対応
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 訪問介護および総合事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
 - (3) 相談業務
- 2 訪問介護を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額。
または総合事業にあつては、米沢市が定める額とする。
 - 3 訪問介護および総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者等の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を支払うものとする。
 - 4 前項の支払を受ける場合には、利用者等または家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。
 - 5 利用料の支払いは、原則として月末締めの一括払いとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、米沢市とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問介護および総合事業を提供中に、利用者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への搬送等必要な措置を講じるとともに、県、関係市町村、利用者等の家族、管理者に連絡するものとする。

（サービス利用に当たっての重要事項）

第9条 サービスを受けようとする利用者等は次の事項について留意する事とする。

- 1 職員や他の利用者等に迷惑を及ぼすような、政治活動、宗教活動、営利活動は禁止する。
- 2 事務所及び職員に対する一切の心遣いは、不要とする。
- 3 その他本事業所の規定に従うものとする。

(虐待の防止について)

第10条 サービスの提供中に、養介護施設従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに県および市町村に通報する。また、当該事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止の観点から、虐待発生または再発を防止するための措置(委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選出)を行う。

(身体的拘束等について)

第11条 原則として、利用者等に対して身体的拘束等を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者等本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等およびその家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行なうことがある。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由および態様等についての記録を行う。

(事業継続に向けた取り組み)

第12条 感染症の発生及びまん延防止の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や実施を行うとともに、感染だけでなく、災害が発生した場合でも、必要な居宅介護支援が継続できるよう、事業継続に向けた計画策定や研修・訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり掲げるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、設置法人与事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成14年4月30日 制定
平成14年5月15日 施行
平成15年6月 1日 一部改正
平成15年11月29日 一部改正
平成17年6月 2日 一部改正
平成18年4月 1日 一部改正
平成19年1月 1日 一部改正
平成23年4月 1日 一部改正
平成23年10月1日 一部改正
平成24年4月 1日 一部改正
平成24年12月20日 一部改正
平成25年 7月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正(人員変更)
平成27年 4月 1日 一部改正(人員変更)
平成27年 6月 8日 一部改正(人員変更)
平成27年 8月21日 一部改正(人員変更)
平成27年10月 1日 一部改正(人員変更)
平成28年 3月 1日 一部改正(事務所移転)
平成28年 4月 1日 一部改正(人員変更)
平成29年 4月 1日 総合事業開始による一部改正
平成29年 8月 1日 一部改正
令和 5年 8月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正